

介護保険料納付の開始時期について

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費のほか65歳以上の「第1号被保険者」の人の介護保険料と、40歳から64歳までの「第2号被保険者」の人の介護保険料により支えられています。なお、介護保険料の納付開始時期については、次のようになります。

①「第1号被保険者」の人について〔65歳到達前日に属する月より該当〕

- 年金（老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます）が年額18万円未満の人【普通徴収】
役場からの「納付書」または、「口座振替」（別途、金融機関に申し込みが必要です）で納めていただきます。
- 年金が年額18万円以上の人【特別徴収】
年金の支給月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回に分けて天引きになります。
なお、特別徴収開始時期については、65歳になった時期や、村外からの転入時期により異なります。
開始時期の目安は次の表のとおりとなります。

特別徴収の開始時期表（目安）

65歳になった（転入した）時期	特別徴収開始時期
4月～9月	翌年度4月
10月・11月	翌年度6月
12月・1月	翌年度8月
2月・3月	翌年度10月

※上記の時期はあくまで目安であり、年金手続きの時期など個々の状況によって異なる場合がありますので、ご了承ください。

また、特別徴収の開始時期については、事前に「介護保険料特別徴収開始通知」にてお知らせいたしますので、金額や天引きされる月日をご確認ください。なお、それまでは、「納付書」または、「口座振替」による【普通徴収】となりますので、ご注意ください。

②「第2号被保険者」の人について〔40歳到達前日に属する月より該当〕

介護保険料については、「40歳になる誕生日の前日に属する月」から徴収されます。

介護保険料の開始月表（例：11月生まれの場合）

40歳になった誕生日	徴収開始月
11月2日	11月から
11月30日	11月から
11月1日（※注1）	10月から

（※注1）11月1日の前日は、10月31日となりますので、10月からの開始になります。

介護保険料の納付方法

- 会社員などサラリーマンの人……………健康保険料と一緒に給与からの天引きとなります。
- 個人事業など自営業の人……………国民健康保険料と一緒に納付となります。